

多治見市教育委員会規則 4 号

多治見市青少年育成推進員設置規則

(設置)

第 1 条 多治見市における青少年教育の推進のため、各地域に多治見市青少年育成推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(職務)

第 2 条 推進員は、関係団体及び地域住民と密接な連携を保って、青少年育成運動の普及徹底を図るとともに、担当地域における青少年育成活動を統括する。

2 推進員は、青少年育成の実践活動が地域における実態に即して行われるよう関係者に指導助言するものとする。

3 推進員は、岐阜県青少年育成推進指導員及び他の推進員との情報交換を密にし、相互に協力し合わなければならない。

(定数及び委嘱)

第 3 条 推進員の数は、26人以内とする。

2 推進員は、次の基準に該当する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 青少年の健全育成活動に熱意を有すること。

(2) 地域の実情に精通していること。

(3) 健康で活動力を持ち、指導者としての能力・識見を有すること。

(任期)

第 4 条 推進員の任期は、2 年とする。ただし、推進員が欠けた場合の補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任を妨げない。

(庶務)

第 5 条 推進員に関する庶務は、教育委員会事務局教育推進課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に廃止前の多治見市青少年育成推進員設置規則（平成17年規則第117号）の規定により推進員の委嘱を受けている者は、この規則の規定により委嘱を受けている者とみなす。